

## 第76回日本弁護士連合会市民会議議事録

日 時：2023年（令和5年）6月2日（金）午後3時～午後4時30分

場 所：弁護士会館17階1702会議室

出席者：（委員）

議 長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）

副議長 村木 厚子（元厚生労働事務次官）

委 員 井田 香奈子（朝日新聞論説委員）

太田 昌克（共同通信編集委員、早稲田大学客員教授、長崎大学客員教授、博士（政策研究））（Z o o m出席）

吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）

河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金理事長）

浜野 京（信州大学理事（ダイバーシティ推進担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）（Z o o m出席）

（日弁連）

会 長 小林 元治

副会長 辻 泰弘、大多和 暁（Z o o m出席）、中村 元弥

事務総長 谷 眞人

事務次長 服部 千鶴、亀井 真紀、菊池 秀、佐内 俊之、中村 新造

広報室嘱託 李 桂香

### 1. 開会

（服部事務次長）

それでは、定刻になりましたので第76回日弁連市民会議を始めさせていただきます。本日、司会を務めます事務次長の服部です。どうぞよろしくお願いいたします。

事前にご案内のとおり、今回の市民会議も議長とご相談の上、感染予防対策のための特例としてZ o o mでの出席を可能とする取扱いを継続しております。

本日の議題は、「濫訴的懲戒請求への対応について」と、「IT化時代におけるえん罪防止～オンライン接見の権利化に向けて～」です。

次に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。机上に一通り綴じたもの、Z o o mでご参加の皆様には、データでお示ししているかと思っておりますけれども、資料は75-1-1から76-2-8までです。頁としては、1頁から88頁となっています。ご覧いただいて落丁等がありましたらお知らせくださいませ。

## 2. 小林元治日弁連会長挨拶

(服部事務次長)

それでは、始めに日弁連会長の小林元治より、一言ご挨拶を申し上げます。会長、お願いいたします。

(小林会長)

小林です。私は、2年任期で折り返しまして、既に14か月が経ちました。早いもので、あと10か月です。市民会議の先生方には、昨年度は法テラス改革・改善ということにつきまして、いろいろご意見を賜りました。ありがとうございました。

ひとり親家庭に対する支援というようなことで、法務省、法テラス、日弁連の三者の勉強会で一定の方向性が出ているという状況で、今、法テラスにも大変お世話になって、業務方法書の改訂、あとは実施時期をどうするか、具体的な作業が進んでいる状況です。この間市民会議の委員の皆様方には、日弁連に対して「民事法律扶助制度の改善に関する要望書」もいただきまして、側面支援をしていただきました。本当にありがとうございました。

ただ、法テラスの課題は村木副議長も本当によくご存じのとおり、この問題は改革・改善をずっと続けていかなければいけない。今ある償還制の下で、例えば宗教二世の未成年者は法律扶助が利用できません。それから成年後見本人申立ですね。これもやはり債務負担能力に問題があるということで、法テラスで対応できない訳です。

法テラスは、本当に様々な法的な課題を抱える人たちに対する、言ってみれば救急病院のようなところですので、そういった課題に対して私たちもしっかりと全力で対応したいのですけれども、なんせ制度がなければ、我々はお手伝いできませんので、制度改善に向けて、是非ご理解をいただきたいと考えます。

今日は、懲戒請求に当たり費用の支払を求められるかという問題について、ご意見を伺いたいと思います。多数の弁護士に対して懲戒請求を濫訴的に求める、もしくは業務妨害的に相手方代理人弁護士を懲戒請求するということがあります。私も東弁会長時代に数百件の懲戒請求を受けました。全部棄却されましたけれども、会長という名前だけで懲戒請求が来てしまうのですね。請求人数が多く、件数も多いものですから、弁護士会の職員が張り付いて1件ごとに立件をしていって、請求申立書も簡易書留で、答弁書が出たら答弁書も、議決書が出たら議決書も送らなければいけません。郵送費用もかかるのですね。そして人件費もかかります。

こういったものについて、例えば最低限の実費をお願いすることができないのかどうか。憲法32条は裁判を受ける権利を定めていますけれども、裁判を起すに当たり、裁判所は印紙代と郵券代はいただいています。

裁判を受ける権利は私益だということもありますけれども、懲戒請求権というのは、そういった公的な発動というか、求めるという意味がないわけではない。ただ、裁判を受ける権利でも政策形成訴訟とか損害賠償請求等で、公的な側面もないわけではないのですね。それでも、一定の費用はいただくことになっている。そういうことのバランスを考えて、全て

平仄を合わせるというわけではもちろんありませんけれども、そういった不合理な対応について、何らかの歯止めを付けることはできないのかとか、弁護士会はそういった悩みが多いのです。

そういうことで、市民会議の先生方にこのような問題にどう対応したらいいのか、例えば実費をいただくことが許されないものかとか、そういったことのご意見を伺いたいということです。

もう一つは、IT化時代におけるえん罪防止です。今、袴田事件を始めとして、えん罪を何とか防いでいかなければいけないという中で、捜査側では様々なオンライン化の議論が進んでいるのですけれども、弁護側のオンライン化に伴って刑事弁護を充実していくという視点から、オンラインを使った接見利用することが必要ではないかと思っています。今、各地でどういうことが起きているかという、拘置支所等をどんどん閉鎖しており、収容停止も起きています。

そうすると、やはり弁護人は遠隔地に1時間とか2時間かけて会いに行かなければいけません。そのようなことが起きているわけですね。これを何とか、早期に被疑者が弁護士と会うことができる、そういう制度設計を是非してほしいということを、法制審議会の中でも言っているところなのですけれども、当局は権利性を認めると全国で一律に予算をとってやらなければいけないということでなかなか前向きになってくれない、こういう話です。

しかし、被疑者弁護等も段階的に法定合議、必要的弁護、それから全件勾留ということで、徐々に徐々に段階的に実現してきました。権利を認めたからといって、一気に全国一律にしなければならないというわけではなくて、予算を付けながら徐々にオンライン接見を実現していくという方法もあるのではないかなということも考えているところです。そういったことも含めて、今実態として、IT化時代でどういうようなことが刑事弁護の実務で起きているか、そういった課題についても是非ご意見を賜りたいというようなことです。

実務的な課題も多いわけですが、是非こういった課題にも市民会議の先生方には目を向けていただきたいと思っています。オンラインでご参加をいただいている先生方も、是非積極的にご意見等を承ればと思っておりますので、今日はどうぞよろしくお願いたします。以上です。

(服部事務次長)

ありがとうございました。それでは、以降の進行は北川議長、よろしくお願いたします。

(北川議長)

それでは、ただ今から審議をさせていただきますが、委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

本日は、太田委員、浜野委員がZoomでのご出席です。開会の前に、一つご報告がございます。船渡忠男委員は、ご都合により本年5月3日付けで、市民会議委員を辞任されたので、ご報告をいたします。それでは、第76回の市民会議を開会させていただきます。

### 3. 議事録署名人の決定

(北川議長)

議事録の署名人を決定させていただきたいと思いますが、勝手ながら井田委員と太田委員を指名させていただきますので、よろしゅうございますか。

それではご承認をいただきましたので、井田委員と太田委員、よろしく願いをいたします。

### 4. 議事

(北川議長)

それでは、早速議事に入ります。お手元に配付されている次第のとおり進めさせていただきますので、ご了解をいただきたいと思います。

#### 議題(1) 濫訴的懲戒請求への対応について

(北川議長)

議題1「濫訴的懲戒請求への対応について」を検討していただきます。まず、日弁連執行部からご説明をよろしくお願いいたします。説明者は、大多和暁副会長、菊池秀事務次長です。大多和副会長は、Zoomでのご出席ですので、よろしくお願いいたします。それでは、ご説明をよろしくお願いいたします。

(大多和副会長)

担当副会長の大多和です。オンラインで参加させていただいて申し訳ありません。それでは、早速ご説明申し上げます。

まず、懲戒請求制度の概要についてご説明させていただいた後、統計調査に基づいた近時の懲戒請求の概要、それから濫用的懲戒請求の実態等をご説明させていただいて、当連合会のこれに対するこれまでの取組を併せてお話しさせていただきたいと思います。

既にご存じだとは思いますが、配布資料42頁から43頁をご覧ください。日弁連の懲戒制度の概要が記されています。この前提の条文は説明資料の1頁から37頁に原文が記載されていますので、適宜ご覧いただければと思います。

現行の弁護士法の施行前は、国家が弁護士に対する監督権限を有していました。しかし、弁護士は、国家と国民の基本的な人権が衝突場面において国家機関を相手として訴えを提起するなどの職務の特殊性から、弁護士に対する懲戒権限を国家に委ねる、国家が掌握しているというのは、この使命の全うを困難に及ぼすおそれがありますので、現行弁護士法においては、弁護士等に対する懲戒処分は、日弁連及び弁護士会が行うこととするなど、弁護士会に高度な自治を認めています。

この旨は、弁護士法56条2項に、「懲戒は、その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会が、これを行う」と規定されているところです。

懲戒制度については、56頁以下をご覧ください。概要が記載されています。日弁連及び

弁護士会がそれぞれ手続規定を制定して運用しています。弁護士法58条には、「何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、(中略)その弁護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる」と規定されていまして、この請求を端緒として、懲戒の手続が開始されるという仕組みです。

同58条2項には、弁護士会は懲戒請求があったときは、懲戒の手続に付し綱紀委員会に事案の調査をさせなければならないと規定されています。

綱紀委員会は、事案を調査し、懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当かどうかを判断するという仕組みです。

同条3項には、弁護士会は綱紀委員会が、懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当と認めると議決をしたときは、懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない旨が規定されています。

つまり、まず綱紀委員会が審査をして、懲戒相当と認めたときに、懲戒委員会において審査をするという仕組みです。

弁護士法64条の2、64条の4には、日弁連綱紀委員会又は綱紀審査会が原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めることを相当とする議決をした場合には、弁護士会が弁護士委員会懲戒委員会に事案の審査を求めなければならない旨の規定があります。

ということで、綱紀委員会が懲戒委員会に付すのを相当と判断しなくても、日弁連綱紀委員会や綱紀審査会が審査を求めることを相当とした場合には、やはり懲戒委員会に事案の審査を求めなければならないということになっています。

懲戒委員会が事案を審査し、対象弁護士を懲戒することを相当と認めるときは、処分の内容を明示してその旨を議決することとされていまして、懲戒委員会が懲戒することを相当と認めるべきとしたときは、弁護士会は当該弁護士等を懲戒しなければならないということになっています。

さらに、綱紀委員会又懲戒委員会の議決に基づき、弁護士会が弁護士等を懲戒しないという決定をしたとき、あるいは弁護士会の懲戒処分が不当に軽いと考えるとき、あるいは弁護士会が相当の期間内に懲戒の手続を終えないとき、これらの場合には懲戒請求者は、日弁連に対して異議の申出をすることができます。

簡単に言うと、懲戒をしないということに対して、それはおかしいという異議の申出をすることができるという仕組みになっています。日弁連は、事案によって日弁連綱紀委員会又は原弁護士会の懲戒委員会に事案の審査を求めなければならないとされています。

また、日弁連綱紀委員会が異議の申出を却下または棄却し、日弁連がその旨を決定した際の綱紀審査会への申出についても、同じように申立てができるということになっています。

これら一連の懲戒手続に付されている間、弁護士は登録弁護士会を登録換えするとか、登録取消しの請求をすることができないという不利益を受けるということになっています。また、弁護士法人についても所属弁護士会の変更ができないとか、法律事務所移転又は廃止によって、所属弁護士会の地域内に法律事務所を有しないこととなっても、退会しないこと

とみなす旨のみなし存続の規定が存在します。

つまり、弁護士会を換えることによって懲戒逃れをするということを防ぐというような規定も設けられているということです。

懲戒手続の具体的な進め方について、若干申し上げます。懲戒手続においては、対象弁護士等又は懲戒請求権者に文書を伝達する方法として、決定の通知等、伝達する方法として送付と送達という二つの方法があります。

調査開始通知、審査期日通知、決定等の通知など通知を受け取る者に通知により権利義務の変動が発生するとか、受取の確認が必要な場合には、送達が行われるということになります。

日弁連又は弁護士会規定において、送達は配達証明扱いの書留等によって行う旨規定されており、適切な制度運用のためには相当のコストが生じている事案があります。例えば、ある弁護士会に大量の懲戒請求が出たという場合に、そういう1件1件の手続を正規の手続でやっていると、百万円単位のお金がかかっているということになりまして、請求の中身に事由があるかないかは審査をしないと分からないわけですから、そういう大量の懲戒請求に対して、弁護士会がかなりのコストを負担している。それが非常に問題になっていたということです。

近年の懲戒請求事案に関する統計について、関連してご紹介いたします。資料4 4頁から5 1頁をご覧ください。資料5 2頁は、資料4 4頁から4 5頁の統計に直近の2022年集計結果を追加更新したものです。最新のものとしては、こちらをご参照ください。その5 2頁を見ていただきますと、2022年に綱紀委員会で調査が開始された事案は3,076件、前年に比して約500件増加しています。左側の「年」のところの次の「新受」というところですね。

この件数は、2021年の2,554件、2020年の2,254件、大量懲戒請求事案を除いた年の件数と比べると22年は多いと言えますけれども、これは特定の弁護士会、あるいは特定の事務所に所属する弁護士を対象に1人で100件以上の懲戒請求をしたという事案が4件ありまして、その合計が1,097件ということでしたので、これを除けば2022年が特別に多いというほどの件数ではないかと思えます。

2022年に弁護士会が行った処分については、戒告が62件、1年未満の業務停止が27件、1年以上の業務停止が5件、退会命令が6件、除名が2件であり、合計102件となります。

最後に、大量懲戒請求についてお話しさせていただきたいと思えます。大量懲戒請求・濫用的懲戒請求の実態について、52頁の表の下の注記をご覧ください。突出して件数の多い2018年には、特定の会員に対する同一内容の懲戒請求が8,640件あったというものでありまして、その他の年においても1人で100件以上の懲戒請求をしている例が途絶えることがないという状況にあります。

また、2017年には日弁連や弁護士会が出した意見表明に対する内容を懲戒事由とし

た懲戒請求を数百名の方から、弁護士会に所属する弁護士全員に対して懲戒請求をするという書面の提出をいただいたこともあります。これに対しては、資料38頁に会長談話がありますのでご覧ください。

当時の中本会長の談話です。2行目に、800名を超える者から、その会の所属弁護士全員を懲戒することを求める旨を記載した書面が特定の団体を通じて送付されてくるというような内容です。

また、前述したとおり、最近では多数の弁護士が所属する特定の法律事務所に所属する弁護士全員に対する懲戒請求、あるいは特定の弁護士会に所属する弁護士を対象とした懲戒請求が訴えられているところでして、弁護士会の事務負担、経済的負担も相当なものと思っております。件数のみをもって、懲戒制度の濫用とは言えないところでもありますけれども、適切な懲戒制度の運用、ひいては弁護士自治を堅持していくためには、日本弁護士連合会及び弁護士会の適切な対応が求められているところです。

日弁連においては、本年4月に懲戒手続の諸問題に関する検討ワーキンググループを設置しまして、濫用的懲戒請求に対する対応についても検討を再度開始したところです。1年間かけて、何とか新しい対応方法がないか検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、今のご説明につきまして、ご質問やご意見等を委員の皆さんから承りたいと思っております。大多和副会長からもご説明をいただいたのですが、端的に言っていただくと、現実的に大量請求されるときに、それに対する経費の問題とか労力の問題とか、あるいは対処の仕方というのは日弁連・弁護士会内部のことですので、難しいかと思っておりますが、もう少し端的に分かりやすく、どういうことでお困りかというのをもう少しご説明いただけますか。

(大多和副会長)

どんな事案か、ということでしょうか。

(北川議長)

事案と実態で、ある特定の方から特定のところへ大量に懲戒請求がなされたときに、その手続等で受け答えするのは大変なことだと思うのですね。一つひとつの手続等の、そういったことについての各弁護士会の悩みとか、こういうことで本当に困るのだというようなことがありましたら、分かりやすく説明していただくと、市民会議の委員の皆さんのご理解が深まるのではないかと思います。

(大多和副会長)

2017～2018年頃の大量懲戒請求は、日弁連が意見を表明したことについて、ネットで懲戒請求者を募って、何百件という懲戒請求をしているというのが特徴的で、それに対して日弁連がとった対応は、通知上や意思確認をするための提出書類の工夫であり、それによってそういったネットで募集してという形での大量請求はなくなってきたというのが特

徴です。

近年出ているものは、1人の受刑者が自分に関わった弁護人を次々と懲戒請求するというようなものです。弁護人が辞任をしてまた新しく受任すると、またその弁護人たちにも請求をするというような形で、全体で100人近い弁護士を懲戒請求する。1人で何百人も請求をする。あるいは特定の法律事務所、弁護士が多数所属している事務所がありますけれども、その所属弁護士全員に対して懲戒請求を1人の人がする。特定の弁護士会の何百人という人を懲戒請求するというようなそのような事案が増えていまして、こういう新たな大量懲戒請求に対する対応をどうしていくのかということで、検討を開始したということです。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは、委員の皆さんからいろいろなご質問、ご意見をいただきたいと思いますので、ご発言をいただきたいと思います。

(河野委員)

ご説明ありがとうございました。弁護士の先生方が、弁護士自治ということで自らの行動を規制するというこの仕組みは、資料の52頁を拝見すると新受案件が2018年は特別ですけれども、3,000件前後あって、結果として懲戒処分が100件前後行われているということで、この制度が本当に本来の目的を達しているというのは、ここからよく分かることです。

この制度の中で問題なのは、今ご指摘のあったように1人で100件も懲戒請求をするというところで、そこに対しては、当然のことながら請求者には正当な理由があると、多分言い分がありつつ、最終的にはコストもかかるし、労力もかかって、同じような対応と言いましようか、時間をかけて最終的には判断を下すと、そこを何とか防ぎたいというご要望だと思ったのですが、私が伺いたいと思ったのは、そういう認識でよろしければ、こういうふうな濫訴というか、お一人が何百件も懲戒請求を出されることに対して、ワーキンググループがスタートしたということで、ワーキンググループは現在どのような方向性で検討されているのか。その検討内容をもしよろしければ教えていただければと思いますし、その内容が実効性があるものであれば入口でシャットアウトと言いましようか、お一人1件みたいな形で、うまく全体数をコントロールできればいいのではないかなと思ったところなのですが、どんな議論が進められているのか教えていただければと思いました。

(大多和副会長)

今議論しているのは、今の大量懲戒請求の現状を把握しようということでやってきているところなのですが、事務の負担がかかっているのです、例えば事務手数料を取ることが実現できないかというような意見も出ています。

ただ、なかなか難しい理論的な面もあります。

(河野委員)

ありがとうございました。手数料を取るとするのは、一定抑止力的な効果があるような気がしますけれども、そこで何か費用を発生させるというのは、何らか法律と言いましようか、

懲戒を定めている弁護士法ですとか、職務規程等に抵触するようなことになるのでしょうか。

私などは、手数料を1件につきいくらですと、ちゃんとやりますからこれだけは負担してくださいというのを正々堂々と社会にアピールするというのは、とても大事だというふうには思いました。

(北川議長)

いかがですか。ナーバスな問題であることは間違いないと思いますけれども、手続上の手数料の問題とか、何か社会常識から言ってどう対応するかというのは、対応策をワーキンググループの中ではご検討いただいているのでしょうか。

(大多和副会長)

日弁連にはいろいろな委員会がありまして、関連委員会からワーキンググループの委員として出ていただいています、関連委員会の意見等もお聞きして、様々です。

一つは、懲戒手続というのは、日弁連が自治のために行うもので、その端緒に過ぎない。要するに、きっかけを与えていただいたものに過ぎないのだから、手数料を取ることはできないという意見があります。

これに対して、実際に費用が掛かっているわけで、端緒といっても異議の申立てもできるのであるから、事務手数料としてはもらってもかまわないという意見があります。

もう一つは、何らかの費用を懲戒請求をされた方が負担をされると、そこに権利性が生ずるのではないかという論点です。そうすると、いろいろな訴訟において、裁判所は、これは端緒に過ぎないからということで終わっている訴訟が、権利性があるかないかということで、議論を始めて、訴訟が複雑になるのではないかというような意見もあります。

それに対しては、手数料と権利性は次元が違うのではないかという強い意見がありまして、慎重な委員会と積極的な委員会がかなり議論を戦わせているという状況ですので、これを機会に市民会議の皆様にも感想なり、ご意見をいただければ有難いかなと思っています。

(北川議長)

ありがとうございました。委員の皆さん、どうぞご発言をいただきたいと思います。

(井田委員)

すごく難しい問題で、何を濫訴的と考えるかという、そのこの区別が結構つきにくいのかなと、先ほどの受刑者の方の例も、何かめちゃくちゃ言っているのかなと思う反面、弁護人にこうしてほしいとすごく期待しているのに、来る人来る人、自分の気持ちに沿った弁護活動をしてくれないという、本人としてはすごく真正な不満というのがあるときに、何回も懲戒請求をするなどはなかなか言いにくいところもあるのかななどと思ひまして、そのこの区別が何となく、こういう形のものは濫訴的な請求ですよ、というふうに言えるような、何と言いますか、根拠・立法事実のようなものがあって、これは実際本当に中身の無いものでした、実態のないもので、個々の弁護士はきちんとやっていたけれども、これだけの人が

集中的に請求されていましたが、みたいなものが分かれば、何か類型化できるのかなと思ったのが一つと、あとやはり先ほどのお金を取るというのは、裁判との比較のご説明で言われるとすごく分かりやすいところもあって、何らかのイニシャルコストのようなものが請求するほうにもかかってもしょうがないのかなと思う反面、もっと筋論ではなくて、利用者というか請求する側で弁護士のサービスに期待してお付き合いを始めた人たちからすると、弁護士からひどい目に遭っているのに、弁護士会に駆け込んだらお金を払えと言われたというのは、何か火に油を注ぐみたいな形にもなってしまわないかなという気がいたしまして、実際に濫訴的ではないほうの懲戒の案件もあって、「自由と正義」送っていただいているのを読むと、やはりこれはちょっと酷いなと思うケースもないわけではないので、そういったときにどうするかとなると、また話が戻るのですけれども、結局、やはり濫訴的とそうではないもので、取扱いをもし変えられるのなら、露払い的にそういった請求の理由あり、非行に関するものというのとそうではないものというのを先に峻別して、別扱いとかにできれば一番すっきりはするのかなと思ったのですけれども。

(北川議長)

今の井田委員のご質問も、委員がそれぞれ共有しなければいけない問題だと思います。

(太田委員)

ありがとうございます。オンラインで失礼いたします。ご説明ありがとうございます。今の井田委員の問題提起とも通底する部分があるかもしれませんが、私もお聞きしたいのが、2017～2018年ですか、著しく数字が伸びている突出したものですよね。

ネット等を通じて呼びかけがあったというご説明があったのですけれども、これがどういう性質のものかということをお聞きしたいのですね。すなわち一定の政治的な意図をもって、組織的にこうやって濫訴を誘発するような取組をある個人や組織がやっていたのかどうかという部分ですよね。

そこでなぜこれをお聞きするかと言いますと、抑止力について、何を使ってどういう道具立てがあるかという議論かと思うのですけれども、一つは手数料というのは理のある説明ができれば、今井田委員がおっしゃられたような問題点もクリアできるのかなと思いました。

もう一つ思いましたのは、やはりこうやって申出をする際の当事者の方の当事者性と申しますか、その方がやはり弁護士の非行によって、明らかな自身の人権が脅かされているとか、自分以外の第三者の方にも同じような危害が加え得るとか、そういった当事者性みたいなところを上手く厳格に規定することによって、言ってみればあまり高いハードルを設ける必要はないのですけれども、一定のクライテリアを何らかしらの形で申出、ごめんなさい、濫訴を防ぐためにこういう訴えを行うための資格要件と言っては少し言葉が厳しすぎるかもしれませんが、その辺の整備と言いますか、やはりこの制度の本義がどこにあるのかということに立ち返って、もう少しこれを整理し直す議論、手数料という手もあるかもしれませんが、それ以外にそういうクライテリア、当事者性を持ってして、資格要件み

たいなことを付与していけるのではないかと思いましたが、その辺のご意見をお聞きしたいなと思って手を挙げた次第です。

(北川議長)

ありがとうございました。大多和副会長、いかがですか。

(大多和副会長)

2,000件の大量懲戒請求事案については、菊池次長から若干補足をお願いいたします。

(菊池事務次長)

担当事務次長の菊池からご説明いたします。

この2017～2018年の大量懲戒請求は、日弁連や複数の弁護士会が会長声明等の意見表明をしたことに関して、ネットで呼びかけて懲戒請求を、ということで、ネットに懲戒請求書の書式等をアップして、それを私のところに送ってきてくれれば弁護士会のほうにまとめて送りますよ、ということで取りまとめて、各弁護士会に送ってきたという事案です。

ですから、端緒は、弁護士会の意見表明に対するもので、ルートとしてはネットでの呼びかけで、送り方としては、段ボールで各会全会員を対象にしたような形で、しかもネットで呼びかけられていますので、大量のものが弁護士会に送られてきたというものです。

(北川議長)

2,000件ぐらい減るということになったのだと思うのですが、それ以後、また2,000件、3,000件ということになっています。これはなかなかナーバスな問題ですから難しかりょうと思いますが、まず弁護士会でそのような検討をされているかというのは、いかがでしょうか。

(菊池事務次長)

検討としては、先ほど大多和副会長から申し上げましたとおり、今は主としてワーキンググループでは費用を取ることの可否ということで検討がなされておりますが、2018年の大量懲戒請求のときには、一度検討がありまして、このときには一つは手続になぜ弁護士会の負担が生じるのかというご質問もありましたけれども、弁護士会の負担としては、一つは事務的な負担で、1件1件付番をして、事件を立件して処理しておりますので、その辺りの事務的な手間、それから、各懲戒請求者や対象弁護士等に対して、こういう懲戒請求がありました、審査を開始しますというようなことの通知を配達証明で送っていますのでその費用、更に決定が出た際には、それも配達証明で送りますので、今ですと一通当たり839円という費用が掛かると。それが日弁連に対する異議申出、更に綱紀審査申出という、長いときには3段階の異議申出手続がありますので、その各段階において、そのような配達証明を送るような費用、あるいはそれに対する手間というものがかかります。

それに加えて、先ほども大多和副会長からご説明がありましたけれども、懲戒逃れを防止するために、懲戒請求があった時点で、弁護士は他の弁護士会に対する登録換えが禁じられます。また、弁護士が辞めたいと言っても、登録取消しも禁じられます。

ですので、懲戒請求がかかって、その審査が終わるまでの間は弁護士会の変更ですとか、登録の取消しということができなくなるというような不都合が生じます。

そのような不都合が生じますので、前回の大量懲戒請求のときには、できる限り簡素化するということで、明らかに一見して濫訴だというような事案でしたので、普通は決定の通知を配達証明で送ることになるわけですがけれども、それを即時に判断して、即時に却下するので同時に送るような取扱いを認めるとか、あるいは配達証明でなくて一定の場合により費用の安い特定記録で送ることを認めるなどというような対応もとっています。

さらに、定型的に濫訴的と思われる全会員宛での懲戒請求ですとか、かつて一度判断が最後までなされているものについての繰り返しの請求等一定のものについては、ごく例外的な扱いとして綱紀委員会に付さないというような手続をとるなどの検討もなされていて、これらは日弁連事務総長からの通知で、既に実行されているところですが、現在、具体的に検討しているのは、手数料をいただけないかという点になります。以上です。

(北川議長)

ありがとうございます。今、詳しいご説明もいただいたのですが、それを踏まえて委員の皆さん、どうぞご発言いただけたらと思います。

(井田委員)

費用はいくらぐらいと考えていらっしゃるのでしょうか。

(菊池事務次長)

それはいろいろなご意見がありますけれども、500円とか1,000円とかというような意見が出てはいます。

(井田委員)

そういうところで、とにかく何か負担が生じるようなものということでしょうか。ご紹介されたケースがいろいろなので両極端とは言いませんけれども、資力というのを考えても本当にいろいろな方がいらっしゃるんだなと思ったときに、一定の抑止力になるかなと思う反面、資力のある人にとっては、何ていうことのない金額のところでは皆さん悩んでおられるというところがあり、もし思い切って事務手数料を取ろうとなっても、請求してくる人はしてくるのかなという気はしました。

(太田委員)

今お話をお聞きしていて、金額の多寡の部分というのはまた別の議論かなとも思ったのですけれども、例えば政府や自治体等がやっている公文書の公開請求がありますよね。ジャーナリズムの世界では、よく政府に文書開示請求をやるのですけれども、大体1回確か300円くらいです。1件資料を請求する場合、これは要するにコピー代を念頭としているわけなのですよね。コピー代であったり、郵送する場合は別途切手代を払うとか、そういう所要の手数料というか、本当にかかった経費をきちんと負担するのだということで、1件につき確か300円を政府は取っているのですけれども、これは何を1件とカウントするかはまた別の問題なのですが、これはやはり論理立てがそれなりにしっかりしていると思うの

ですね。

これは、そもそも公文書というのは、国民全体の資産であると、これは何も役所の財産ではないのですね。ですから、しっかりと国民が開示を請求したら当該当局はきちんと厳正な審査をもって開示するか否か判断して、それに対する異議申立制度もあるわけなのですけれども、300円というのがどういう経緯で決まったのか詳細を知るところではないのですけれども、非常に定着をしていると言いますか、常識的なお金だなと、私などはよく請求するときに思うのですけれども、大切なことは、ここは多寡の問題と絡んでくるかもしれませんが、国民の皆さんにやはりこの制度の大切さをまず認識してもらって、こういった濫訴の事態があるという、その問題点をしっかり認識していただいた上で、それでこれは皆様方の本来の権利の向上に資する制度であるから、そのために一定程度の手数料が必要であるという、他の類例等も是非参照されながら、相場観を決めていかれるのがいいのではないかと、今議論を聞いていて思いました。

(北川議長)

ありがとうございました。お二人の委員の意見等を聞いていただいて、今後検討をいただく参考になりましたでしょうか。

(大多和副会長)

ありがとうございます。先ほどの太田委員のご発言の関係では、朝鮮学校への補助金を求める声明を出した全国の弁護士会に大量の懲戒請求が出されたという事案があります。ネット上のブログで呼びかけて、13万件の懲戒請求が出されるというような事案で、3人の弁護士が損害賠償請求をしまして、この大量懲戒請求が違法だということで、損害賠償が認められているという事案もございますので、一応ご紹介をさせていただきます。

それから、何らかの資格要件というお話が少し出ましたけれども、一応どなたでもできるということになっていますので、なかなか資格要件のハードルは高いのかなと、今のところは思っています。公文書、公開請求についての手数料の件はありがとうございます。参考にさせていただきます。

(北川議長)

ありがとうございました。あとよろしゅうございますか。小林会長、全体の流れとして、2018年に一歩進んだのですよね。ナーバスな問題でしょうから難しいのだらうと思いますが、もう一歩、ワーキンググループ等でご検討いただけるのでしょうか。

(小林会長)

2018年の事案は、ネットで呼びかけてやっていたから、一挙に200人ぐらいの単位でどんどん送られてくるわけです。あのときは私の所属する東京弁護士会にも1,000件を超えるぐらい来たと思います。

具体的な内容は、先ほど説明がありましたが、朝鮮学校の補助金が停止されたことを受けて、これは教育を受ける権利の平等性からみて問題があるという意見を会長声明で出したことに対するものでした。そういう動きが、会長声明を出した弁護士会には全国から懲戒請求

があったようです。

そういうことで、件数が1万2,000件ぐらいあったということですね。懲戒請求を申し立てたけれども棄却されたから、綱紀委員会の委員全員を懲戒請求すると。綱紀委員会だけではありません。例えば懲戒委員会が軽い不当な決議をしたとかいって懲戒委員会の委員を懲戒請求したり、懲戒請求があつて棄却決定をすると弁護士会の会長は決裁をしますから、それに対しても懲戒請求したりする。そういう事例が今でもたくさんあります。

それから、同一の事案で、請求が棄却されても期間を置いて何度も何度も請求してくると、そういうのもあるのですね。

そういうようなことで、今、懲戒請求がなされて審査の結果懲戒相当だとされるのは4%ぐらいです。今日の資料にも出ていますが、濫訴であったり、不当な懲戒請求というのが多いのです。

そういうものに弁護士会の職員が時間も取られ非常に気を使うという状況になっています。しかも費用がかかる。そういうことで何らかの合理的な歯止めというのができないものだろうか、そういう問題意識なのです。

実費を取ればそれなりの抑止効果はあるのではないかと。先ほど太田委員から情報公開請求の300円というお話をいただきました。これはなかなかよくできているというお話でしたが、一定の費用を支払ってもらうことで、それなりの抑止効果は出てくるのかなと思っています。何らかの形で、そういった弊害を防止する手段として、最低限の費用はいただいてもよいのではないかなと、そのようなことを考えています。いろいろなことを考えなければいけないと思いますね。

これは弁護士自治に関わる根本的な課題でもありますので、運用で出来るのか、弁護士法の改正まで伴うものが出てくるのかどうか。

「何人は」と言っても、決して実費を取ってはいけないということには必ずしもなっていないのではないかなと、検討してみましようということです。

(北川議長)

ありがとうございます。この問題はナーバスな問題ですので、今ご説明あったように、今後、ワーキンググループで更に一層ご検討いただくということで、市民会議でも問題を共有させていただいたということでもよろしゅうございますか。

(小林会長)

そうですね。これは本当に弁護士自治の根幹に関わる課題なものですから、そういうことで我々が見ていると、視野狭窄に陥ってはいないかどうか、やはり第三者の公平な目で、それはどうなのだというので、大所高所のご意見がいただければ有難いと思ひまして、本日の議題にさせていただいた次第です。

(村木委員)

すみません、先ほどの朝鮮学校の件は、割と特殊な事例かもしれませんが、懲戒請求をした人を訴えて勝訴している部分もありますよね。ああいうときに、あまりにも不合理

な請求はよくないといって、認められなかった事例があったとしたら、こういう理由で認めませんよと言ってもらった、そういう理由がもし集められるのであれば、勉強したいと思ったのですけれども、後で教えていただければと思います。

やはり、皆に権利はあるけれども、権利の濫用はいけないのだよというのは小学校の頃皆習っているので、どういうものがそれに当たるのかとか、この問題もそれと似た構図の問題なのだとすることを、国民の方に知ってもらうのは、やはりいいことだと思うので、我々が理屈で説明できる手掛かりがそういうところにあつたらと思いましたので、よろしくをお願いします。

(北川議長)

ありがとうございました。また更にご検討いただいて進展させていただきたいと思います。これでこの議題は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議題(2) IT化時代におけるえん罪防止～オンライン接見の権利化に向けて～

(北川議長)

それでは、引き続きまして、議題2、「IT化時代におけるえん罪防止～オンライン接見の権利化に向けて～」を検討させていただきます。それでは、中村副会長、亀井事務次長からご説明のほど、よろしくお願いいたします。

(中村副会長)

初めまして、日弁連刑事弁護センターの担当副会長させていただきます中村です。よろしくお願いいたします。私、北海道の旭川弁護士会の所属として、本日は刑事弁護関係でも少しマイナーな分野でありますオンライン接見についてお話をさせていただきたいと思います。レジュメが53頁にありますのでご覧いただければと思います。

まず、刑事訴訟法39条で、逮捕勾留されている被疑者・被告人は、捜査側の立会いなしに弁護人、又は弁護人となろうとする者、これは当番弁護士等も入りますが、そういう人と直に会って、法的なアドバイスを受ける権利が保障されています。これを「接見」というわけですが、被疑者・被告人は、いきなり逮捕されたり、起訴されたりして不安な立場にあります。黙秘権という重要な権利が保障され、その説明は一応警察や検察官からなされますが、なかなか頭に入らないし、その他にもいろいろな法的アドバイスを受けなければ、警察官や検察官の取調べに対して、自分の権利や立場を意識して対処することはできません。

そのためにも、できるだけ早い時期に弁護人や当番弁護士と会って、今後の手続がどのようになるのか、例えば黙秘権について具体的にどのように行使するかというアドバイスを受けないと、権利を十分に行使することは事実上できないと言ってよいと思います。

それぐらい重要な接見交通権ですが、現在はあくまでも弁護人や当番弁護士がその被疑者・被告人のいる拘置所や警察署の留置場に行つて接見するということが前提になっています。

例えば、私は北海道の旭川で弁護士をしていますが、85頁に北海道の地図がありますか

らご覧いただければと思いますが、北海道のちょうど真ん中辺の赤いところが旭川です。北は250キロ離れた上のほうに稚内があります。それから南が富良野という、帯広支部という字の上ぐらいのところ。それから東は、オホーツク海側に紋別というところがあります。日本海側には留萌があります。このテリトリーが旭川地裁のテリトリー、すなわち我々のテリトリーでして、四国と長崎県を合わせた程度の面積を担当しており、国選弁護・当番弁護のために広大な面積を駆け回っていました。

「いました」と過去形なのは、今は稚内等の支部に弁護士がいるようになって、それほど支部に行く必要はなくなったからですが、支部の弁護士が差し支えなら、我々が応援に行かなければいけないという状況です。

夏のいい天気なら快適なドライブではあるのですが、真冬になりますと地獄です。北海道の道路には、矢印がいっぱい立っています。あれは何のためにあるか。ここまでが道路ですという目印なのですけれども、吹雪で前が見えないときに、2～3本先まで道路がどうなっているか、真っ直ぐなのか、曲がっているのかをあれで判断して行かないといけないという、そういう状況にあるわけです。

さて、裁判のIT化と言いますと、今までは民事事件だけを対象に検討されていたのですが、刑事事件もようやくIT化の話になりまして、レジュメの53頁の下のほうにある「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」というものが開催され、それが現在は法制審議会の刑事法（情報通信技術関係）部会として進行していきまして、IT化についていろいろな方策が議論されています。

例えば、今まではお巡りさんがある人を逮捕しようと思うと、書類をたくさん作るのですね。それを裁判所まで持って行って、逮捕状とかをもらって帰ってきて、逮捕しますよと示すわけですが、それをデータで作って裁判所に送ると裁判所から逮捕状がデータで送られてきて、それをお巡りさんがタブレットか何かに表示して、「はい、逮捕」と示すと、こういう議論がなされているわけです。

では、弁護人にもIT化の恩恵を受けさせてくれませんかと言いたいところで、この法制審議会の部会に参加している刑事弁護に造詣の深い弁護士委員が、接見のためにわざわざ拘置所や警察署の留置所に行かなくても、例えば資料の北海道の地図の反対側、84頁の下のほうにイメージ図が描いてありますが、アクセスポイントと言って、最寄りの警察署や検察庁、法テラス等の信頼できる場所からリモートで被疑者・被告人がいる場所と結んで接見をするということを、刑訴法39条の接見として認めてくれと意見を述べています。その必要性を熱弁している様子が、資料の59頁から75頁まで、少し長いのですが、会議の議事録をそのまま載せております。

残念ながら、検察や警察の委員の方は、刑訴法39条の接見交通権として保障しようと思ったら、全国一律の制度にする必要があります。東京はできても稚内ではできないというのは困るのですと、全国津々浦々の拘置所や警察の留置所に全てオンラインの設備を揃えないとこういうものはできないのです、権利としては認められないのです、と。それには、

莫大な予算がかかります、予算がかかるから無理なのです、とおっしゃるのです。

ただ、それは議論としては逆ではないでしょうか。重要な権利なのだから、法律にしっかり書いて、法律に基づいて予算を付けるべきなのであって、「お金がないからできません」で終わったらいけないのではないのでしょうか。どうせ各警察署は、先ほどの逮捕状の話でいえばタブレット端末をたくさん買うのでしょう。そのうち1個ぐらいを接見室の壁に貼りつけたら、オンライン接見できるのではないのか、と言いたいところです。

全国一律でないとか、という話は、我々にとってはデジャブのような感覚がありまして、実は司法改革の中で被疑者段階での国選弁護制度を作るときに、2006年までは起訴されない国選弁護人は付かなかったのです。起訴されてしまって、弁護人が付いたときには、がっちり自白調書が作られているということがよくあったわけですが、2006年から被疑者国選弁護制度が始まるのですけれども、「全国一律に国選弁護人が選べないとか、だめなのですよ。弁護士が圧倒的に少ない北海道の旭川や釧路で被疑者国選できるのですか」と言われたわけです。我々も言われた側です。

2000年代前半の話で、当時旭川や釧路には弁護士は30人もいなかったわけですが、今は70人以上います。だから、我々は歯を食いしばって、稚内まで当番弁護や国選弁護に通いながら「最北端」は「最先端」であると、我々は北にいながら日本の刑事弁護の最先端の課題を担っているのだと、勝手に自負をしながら日々やっておったわけですが、幸い司法改革で合格者が増えたこともありまして、旭川に意義を感じて定着してくれる弁護士も出て、2006年にはほぼ今の裁判員裁判対象事件と同じ範囲の被疑者国選が始まりまして、今の状況に至っているわけです。その頃には、旭川や釧路でも何とか被疑者国選ができるようになったわけです。

ですから、オンライン接見についても、今すぐは無理だとしても、例えば少し先に施行日を決めて、それまでの間に例えば施行地域を細則等で明記していく形で、法制度化するといった知恵や方策があるのではないかと思うわけです。法務省や警察の方は、全国一律は無理だから、本当に必要とところに絞って、法制度としてではなくて、あくまでも裁量として「接見」とは言わない。「非対面外部交通」の試行をして、それを徐々に拡大するほうが現実的ではないですか、とおっしゃるのです。

しかし、試行なら既にもう十数年やっています。あまりメジャーではないのですが、先ほどのイメージ図の上の84頁にありますように、遠くの警察を結んだ電話連絡という制度は既にあります。これは、旭川のことばかり言いますが、例えば旭川東署というところを右に行くと、稚内、天塩、羽幌、枝幸と書いてあるのですけれども、稚内署の接見室にいる人と電話でお話ができる制度なのですが、この電話、実は弁護士が自分の携帯電話を使うのです。稚内署の接見室の中に固定電話を置いて、そこに電話をかけて、しかも保安上接見室のドアは開けたままにすると。話は筒抜けです。ですから、込み入った話はできません、という制度です。

それから、拘留所についても、その資料の下のほうにあるように、一部で電話連絡制度が

あるのですが、東京拘置所については、東京地検の一室や新宿の法テラスの事務所の一室にあるブースに弁護士が入って、拘置所とテレビ電話で結んで、接見室の壁に機械が固定してある。それを見ながらお話をすると、これはある程度秘密が保たれるわけですが、そういうものがあります。

これもテレビ電話の機械とその設置費用は、実は東京三弁護士会が負担しています。それで、このテレビ電話や電話連絡の試行が大繁盛しているかと言いますと、東京拘置所のテレビ電話はある程度使われているのですが、電話連絡のほうは使用実績が少ないです。かくいう私も、実は使ったことがありません。

ですから、法務省の人は、せっかくお金をかけてオンライン接見を認めても、そんなにニーズはないんじゃないのとおっしゃるわけです。じゃあ、せいぜい北海道ぐらいで認めておけばいいのではないかとおっしゃるのですが、しかし、今の試行が流行らないのには明確な理由が四つあります。

一つは、少なくとも警察の電話連絡については、先ほど申し上げたようにドアが開いているわけですから、これは秘密交通ではありません。込み入った話はできません。それから、二つ目、テレビ電話は、東京拘置所等ごく一部で、基本は声しか聞こえない。三つ目は、時間が一般接見並みに20分とか25分に制限されている。だから込み入った話はやらない。四つ目が、これが最大のネックだと思うのですが、前日までに予約しないといけないということです。今日、稚内の国選を受任した。今日すぐには会いに行けないというときに、例えば旭川の警察から電話連絡するということはやらないのです。翌日に予約してください、ということになるのです。翌日なら、状況次第では稚内に行ったほうが早いわけです。

資料の76頁に表がありますが、今、各地の弁護士会でオンライン接見を求める会長声明が続々と上げられているわけですが、これこそが、オンライン接見が必要であるという様々なニーズがあることを証明していると言えます。

各地にはいろいろな状況があります。例えば、また北海道の地図で恐縮ですが、右側のほうに釧路があります。赤いところですが、釧路地裁には帯広、それから釧路の少し上に北見支部があります。10万人を超える人口がある結構大きい支部があるのですが、裁判員裁判は本庁でしかやりません。

そうすると、裁判員裁判のために被告人は帯広から釧路に行ってしまう。帯広の被告人は、釧路まで長距離を通わないといけません。北見はもっと遠いところですが、同様に通わなければいけないということになります。

それから、今、拘置所の支所が続々と廃止される動きがあります。57頁以下にまとめてありますが、近年続々と収容停止、廃止になっています。一番新しいところでは、例えば58頁の真ん中辺り、山口の宇部拘置支所というところが収容停止になりまして、山口県の弁護士が裁判まで起こしたというようなことで、会長声明も公表されています。

それから、北海道ばかりで恐縮ですが、例えば北海道の地図の85頁を見ると赤い字で小樽拘置支所収容停止と書いてあります。それから札幌の南のほう、室蘭拘置支所も収容停止

ということになっていまして、室蘭や苫小牧にはそこそこ人口はいるのですが、その弁護士は札幌まで通わないといけないという状況があるわけです。

それから、支部の弁護士で国選弁護等をまかないきれないところを本庁の弁護士が応援する必要があります。先ほど言いましたように、我が旭川管内では、平日は稚内等の支部の弁護士に事件を受けていただくわけですが、365日被疑者国選弁護をやれというわけにはいきませんので、土日はお休みしていただいて、我々が応援するという形になっていますが、ここにオンライン接見のニーズが発生します。長崎や沖縄の地図も付いていますけれども、私は長崎や沖縄の状況は詳しくはないのですけれども、離島がありますので、これを本庁の弁護士がカバーしなければいけない状況があるということは、容易に推察されます。

そうすると、今日のように台風が近づいているというときにどうするかという、行ったはいいが帰ってこれなくなったらどうするんだと、本庁に残してきた仕事はどうするんだという悩みも生じるところです。

ここまで聞いていただいて、それは弁護士が楽をしたいからでしょうという受け止めもあるかもしれませんが、もちろん、結果的に弁護士の負担は軽減される面があることは否定しませんけれども、何よりもオンライン接見の保障は、被疑者・被告人が迅速にアドバイスを受けることができる機会を保障するものです。

被疑者は身柄を拘束されて、味方がほとんどいない状況にあるわけですから、例えば被告人が「申し訳ない、稚内まで3日間は行けない、4日後に来るから」という場合に、その途中の日にオンラインでも顔を見ることができれば、励みになるかと思えます。

日弁連としては、最終的に国選弁護を逮捕された段階から始めようということを考えているわけですが、仮にそれを実現しようと思ったら逮捕段階、警察の48時間の持ち時間内に接見を実現するという事になって、それまでできるだけ早くということになるとオンライン接見は必須ということになります。

そうした背景もありまして、日弁連としましては、今こそこのIT化が議論されている機会にオンライン接見を実現したいと考えているのですが、今後この問題をどう打開していけばいいのかということについて考えていきたいという状況です。長くなりましたが、ご清聴ありがとうございました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。分かりやすくご説明いただいて、ありがとうございました。委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思えます。

(浜野委員)

ご説明ありがとうございました。オンラインで失礼いたします。お話を拝聴していただきまして、チャットGPT等が出てくるような時代になってオンラインもうまく取り入れて、という傾向なのかなと思ったのですが、現実問題なかなか進んでいないというご報告にややびっくりしたのですが、例えばオンライン接見に反対される方のデメリットとして、どういった問題・課題があるのでしょうか。例えばなりすましがあるとか、あるいは証拠を隠滅

するとか、そういったデメリットのところが大きいのでは反対され、進まないのか、具体的にお分かりになれば教えていただきたいです。また、先ほどの資料を拝見していますと、各地域でオンライン化を進めたいというようなご意見が出てきている一方で、北関東の一部とか、四国ではあまりご賛同いただけていないようですが、何か地域性があるのでしょうか。その2点について、教えていただけませんか。

(中村副会長)

難しいご質問で、議事録をご覧くださいただけはわかりますが、先ほどもご説明したように、とにかく設備がいるのです、お金がかかるのです、ということがメインの理由です。

確かになりすましという話、不正のおそれがあるのではないかという議論も出ていますが、例えば民事では、弁護士は自分の事務所のパソコンから裁判所と繋いでやり取りをするということが想定されています。欲を言えば刑事でもそのようにやりたいのですけれども、民事でもそういう議論があるのですが、本当に弁護士なのかと、弁護士で繋がっても、その後何か反社の悪い人と入れ替わるんじゃないかとか、確かにそういうご心配はあるかとは思いますが、先ほど言いましたように、我々はそこまでは言っていないで、アクセスポイントといって警察や検察庁にブースを作ってもらって、その機械を使って接見するということを言っていて、それを断る理由は、やはり設備の問題、予算の問題ぐらいいいか思いつかないところかなと思っていますところ。

二つ目のご質問、地域性ですね。これは、東京・大阪以外は、状況はそれほど変わらないと思います。と言いますか、あまりこの話がそれほど弁護士の間にも広く意識されてなかった。話が出始めたのも、去年の検討会が始まったところからです。6月1日付けで香川県も声明を出されたということなので、徐々に広がっていくのではないかなと思っていますところ。

どの地方でも、支部とか過疎地域はいろいろ抱えております。例えば三重県ですと伊賀というところに支部があるのですけれども、ここは弁護士の数が足りないのです、四日市支部とか本庁から応援に行くのですね。そういうニーズが絶対にあるはずだと思っていますところ。

(浜野委員)

ありがとうございます。予算の課題が大きいということなのですね。デジタル庁もできていることですし、これから先、少子高齢化、人手不足はますます進んで、そのために接見を早くしていただきたいというような権利を行使できないのであれば、それは大きな声を上げて、公的に働きかけていくことが必要と感じました。そういった問題だけなのでしょう。

(亀井事務次長)

本当にそのとおりです。あとよく言われるのが、人が更に必要になるということも、よく言われています。人的体制、予約管理等もです。そもそも予約制にしなければいいとは思いますが、やはり新しい制度というのはなかなか大変なものです、負担なのだと思います。ただ、打破できないことではないと思っています。

(浜野委員)

なるほど、分かりました。ありがとうございます。それであれば、やはり将来を見据えて、早いうちにこういった対策に取り組んでいくというのは、もっともっと声を大きくすれば叶っていくのではないかなという気がいたしますし、応援したいと思いました。ありがとうございます。

(吉柳委員)

意見としては浜野委員と全く同じような意見なのですが、何かほかの業界から見ていると、これが通らないというのが、もう驚愕にしか見えなくて、ガラパゴスにしか見えないのですよね。

コストがかかると言っても、長期的に見たら移動費とか人件費とかを考えると、圧倒的に安いと思います。他の業界だととくにDXで進んでいるところが、たかがオンラインみたいなどころに見えてしまいます。コロナもあって全ての業界がDX化する中で、どうしてこの分野だけ進まないのかなというところで、やはりコロナで意見や風潮が変わるとか、外的な世論圧力もあるのではないかと思うのですが、そういう流れとかというのはないのでしょうか。

(中村副会長)

コロナの後の審議会でこの様子です、そこは非常に頑なですね。

(太田委員)

大変熱のこもったご説明、ありがとうございました。よく思いが伝わってきました、私なりに何か知恵を絞りたいなと思って、今思いついたのが、法の支配です。G7ですね。

今年の7月7日に、確かニューオータニかどこかでG7の司法大臣会合というのがあるのですよね。これは法務省で何をテーマに議論するかということネットを調べていたら、法の支配や基本的人権の尊重等の普遍的価値を共有することの重要性が高まっているということで、司法外交を推進していこうと、そういう司法大臣会合予定されているのですね。

今ご説明をお聞きしてまして、これはやはり司法大臣会合がうたっている法の支配と基本的人権の尊重の根幹、インフラを形成する部分でありますから、G7の他の国がこの問題についてどういう対応をとっているのかということをお調べになられて、実は我が国がこういった法の支配、基本的人権の尊重という中で後進国ではないかという訴えをなされると、非常に意味効いてくるのではないかなと思います。是非、特にアメリカ、それからフランス、イギリス、ドイツも進んでいるとは思いますが、そういった欧米の先行事例を参照しながら、横の連携で、アメリカのバーアソシエーションとかいろいろありますから、ああいうところと連帯されるというのも一つの手かなと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。私からも同じようなことで、SDGsの時代に、吉柳委員もおっしゃられたのですが、デジタル庁ができて、インクルーシブな社会を作ろうというときに、今の役所の対応というのは信じられないような思いなのですが、今太田委員がおっしゃったように、G7の活用とSDGsの世界ですね。誰一人取り残したら、やはり

いけないのだと思いますね。

そして、デジタル庁の活用等が何か議論の中に入っていないような気がして、時代錯誤というか、本当にそんな感じがしますけれど、その点、いかがでございますか。

(中村副会長)

まず、太田委員ご指摘の点についてですが、既に法務省も検討会に資料を出してしまっていて、各国の状況ですが、テレビ電話を明確に保障しているのはドイツ、韓国も映像と音声と書いてありますのでテレビ電話的なものだと思います。フランス、イギリス、アメリカは、電話としか書いていませんが、アメリカはコロナ等でテレビ電話を応急的に認めていると、こういうふうに記載があります。

一番大事なのは、これは全部各国とも法律に書いてあるということです。日本は、電話の「で」の字も法律に書いていないのです。ここが大きな違いだと思います。何だ、電話じゃないかというのですけれども、権利として電話接見を認めているというところが大きな違いです。法律に書き込んであるのです。

それから、これは法律の条文だけを拾っていますので、運用としてはテレビ電話になっているかもしれません。それは我々も調査をしていませんのでわかりませんが、実質的な中身は条文よりは進んでいるかもしれません。

ですから、できるだけこういう情報を今後集めて、ご示唆があったようにG7並みに、裁判員制度を導入するとき、検察庁は、公式見解でその理由を当時はロシアも入っていたのでG8ですが、「G8で司法の国民参加がないのは日本だけだ」とおっしゃっています。ですので、そこはG8並みなのに、接見はG8・G7並みではないのですか、という話は、してもいいかなと思っています。

北川議長からのご指摘も参考にさせていただきたいと思います。

(河野委員)

私も、他の委員の先生方とほぼ同じ意見です。これだけDXが叫ばれていて、デジタル化と言われているにも関わらず、期待しているというか、答えが得られないというのはあんまりだと思ってしまっていて、これがもし、例えば医療や福祉の分野ですと、社会的な合意というか、共感を得やすいと思います。これで誰が便益を受けると考えたときに、刑事事件の被疑者であるということが、やはり一つ大きなネックかなと思いました。

それは、そういうふうを受け止めてしまうこと自体がとても残念であって、先ほど北川議長がおっしゃったようにインクルーシブ、誰にとっても、というその権利を保障すべきですし、今後のことを考えたらやはりデジタルの活用というのは最大限行われるべきだと思っておりますので、法制審で味方がいないというのは少し苦しいのですけれども、何とか応援演説をしてくださる方を見つけたりですとか、あとは事務局のほうにいろいろなアピールをされて、1日でも早く実現できるようにしていただければと、本当に強く思いました。頑張ってください。

(井田委員)

司法の分野でのIT化というのが、結局誰のためのものなのかというところで考えていかなければいけない話なのかなと思ったのですけれども、今、民事のほうのIT化が先行していて、いろいろなところでオンラインが使えて、多分全体的な手続も迅速化して、すごく利用者にとってベネフィットがあるということになると思うので、刑事のIT化を考えようといったときに、そのベネフィットを受ける立場として、捜査関係者であるとか、弁護人になる弁護士さんと同時に、やはり容疑者・被告人の人もその果実を受ける立場として、制度を構成すべきだということで議論していただきたいというのが、法制審議会に対する注文ではあるのですけれども、その上で、せっかく議事録も付けていただいたので読んで思ったのは、取調べの録音・録画のときの議論とほとんど同じような抗弁で捜査、検察なり検察庁の方々がおっしゃっているということです。必要な回線や端末の整備を含む人的・物的体制の整備が必要で、それはすごく大変なことだという、何かそのまま前に聞いた議論だなと。ちょうど20年前に裁判員制度を導入するときの刑事手続の改正のときと同じワードが出てきたなと思いつつも、郵便不正事件もあって、実現しているわけですよ。

ですから、あんなに大変だと言っていた必要な改正とか、端末の整備というのは、そんなに難しいことではなかった、やはり気持ちがあればできたことなのだと思いますし、大方の人たちは誠実にやっていらっしゃることだと思うので、そんなに大きな壁ではないのかなと思います。むしろ最初に申し上げた理念というのは、どういうところなのでしょうね、というところで考えたときに、誰にとってもIT化の果実というのは利用できる、そういう話をしようよということで考えていってほしいなと思ったのですけれども。

質問は、本当の意味での接見ということを求めるのが筋だと思いつつも、そういった容疑者・被告人の人からすると、やはり毎日、顔だけ見て当たり障りない会話でもいいから、毎日弁護人の方とお話しして、例えば黙秘権を使ってというふうにはアドバイスされている場合でも、やはり毎日会う検事なり、刑事さんのほうが何となく親しみも、それは会えば会うほど人間って親しみを持つものですし、何というか、あなたの弁護人は遠くにいるみたいで全然会いに来ないけれどとか、いろいろな脇の情報もたくさん入ってきてしまうと思うので、そういう意味では、仮に接見が難しくても、そういう「ただ見るだけでもいい」という類型でもとりあえず始めるというのものもあるのかなと思ったりしまして、そういった議論というのはされているのでしょうか。

(中村副会長)

事件類型によってということですかね。今のお話ですと、割と簡単な自白事件とかから始めたほうがいいのではないかなというようなお話でしょうか。

(井田委員)

類型というよりは、接見だと本当に秘密が保たれるという環境でしょうけれども、今試行されている例でドアが開いているから突っ込んだ話ではできないと、それでもいいと思う人たちというのはいると思うのです。それでもいいから弁護人と毎日会いたい。10分でいいからと、そういう形でまず導入するということは、選択肢としてあり得るのかどうかという

ことですね。

(北川議長)

私もお話を聞いていて、こんな世界もまだ残っているのかなと、吉柳委員のおっしゃられたような感じで、G7でも、人権の問題もそうですけれども、子どもなどの弱者に対しての異次元の予算とか、そういう表現なのですよね。

異次元とは一体どういう表現かと思います。いささか問題はあると思うけれども、そういうことと何か予算面でどうだこうだとか、官僚が勝手に決められる世界はもう超越した状態だとは、デジタルにしてもインクルーシブにしても、そう思うのですけれども、まだそのような段階ですか。

(中村副会長)

そのような状況です。

(北川議長)

本当に表現の仕方かも知れませんが、恐るべき世界かなというのを感じながらご説明を聞いていました。

是非、頑張ってくださいと思います。

(中村副会長)

ありがとうございます。

(北川議長)

今日はこれで終わらせていただきたいと思います。いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。

次回日程等々で、事務局のほうからご説明がございましたらお願いいたします。

(服部事務次長)

次回日程につきましては、調整中ですので、改めてまたご連絡をさせていただきます。

2点お伝えをしたいことがございます。1点は、この市民会議の議事録の署名押印についてでございます。署名押印を省略するという時代の傾向もございますけれども、現在は、内容確定後に会議で議長が指名されたお二人の方と議長に署名・押印を頂戴しておりますところ、日弁連内部の事務手続の一部見直しを行いまして、市民会議の議事録については、署名押印を今後廃止するという方向で考えているところです。

議長・副議長のお二人には、事前にご了解いただいておりますけれども、この場を借りてご報告をさせていただきます。

今回につきましては、まだ署名・押印の必要がございますので、本日冒頭に指名されました井田委員と太田委員におかれましては、よろしく願いいたします。

もう1点ですが、本日、日弁連執行部のうち今回初めて出席をさせていただいた者がおりますところ、公務の都合で遅参いたしましたため、ここで自己紹介をさせていただきます。中村事務次長よろしく願いします。

(中村事務次長)

6月1日より、日弁連事務次長に就任いたしました。本日は、少し挨拶回りがあったもので遅参いたしました。今後ともよろしく願いいたします。

(服部事務次長)

ありがとうございました。以上でございます。

## 5. 閉会

(北川議長)

それでは、本日はお忙しいところご審議いただきまして、ありがとうございました。これで終わらせていただきます。(了)